

「旅客不定期航路事業の許可更新制について」に関するQ & A

許可の更新制について	
Q1	対象となる事業は。
Q2	「人の運送をする不定期航路事業」は対象となるのか。
Q3	許可の更新申請は、航路ごとに提出しなければならないのか。
Q4	許可の更新申請は、安全人材確保計画のほか、どういった書類が必要か。
Q5	許可の期限は何年になるのか。
安全人材確保計画について	
Q1	安全人材確保計画は、航路ごとに提出しなければいけないのか。
Q2	安全人材確保計画が達成できない場合はどうなるのか。許可更新はされないのか。
Q3	「輸送の安全を確保するための従業者」のうち、「運航管理員」や「陸上作業員」とはど ういった者が該当するのか。
Q4	「輸送の安全を確保するための従業者」の運航管理員と陸上作業員は兼務しても構わな いか。

許可の更新制について

Q1 対象となる事業は。

許可更新制の対象となる事業は、海上運送法第 21 条に規定する旅客不定期航路事業のうち、小型船舶（総トン数 20 トン未満）のみをその事業の用に供している事業です。

なお、許可は「航路」ごとに行っておりますので、「小型船舶のみをその事業の用に供している」の判断は「航路」ごとに行うこととなりますのでご注意ください。

Q2 「人の運送をする不定期航路事業」は対象となるのか。

海上運送法第 20 条第 2 項に規定する「人の運送をする不定期航路事業」は更新制の対象ではございません。なお、「人の運送をする不定期航路事業」を含む届出事業は、令和 7 年度を目途に登録事業に移行する予定です。詳細は現在制度設計中となります。可能な限り早く制度設計を行い、対象事業者の皆様へ周知いたします。

Q3 許可の更新申請は、航路ごとに提出しなければならないのか。

旅客不定期航路事業の許可は、航路ごとに行っておりますので、許可の更新申請は、航路ごとに提出いただくことになります。

Q4 許可の更新申請は、安全人材確保計画のほか、こういった書類が必要か。

事業計画（航路図、船舶の明細、係留施設等の概要）の他、船客傷害賠償責任保険に加入状況がわかる書類、資金計画に関する書類、欠格事由に該当しない旨の誓約書などが必要です。

Q5 許可の期限は何年になるのか。

新規許可の際に付される期限は一律「5年」となります。

許可更新の際に付される期限は、基本的に「5年」となりますが、輸送の安全の確保に関する命令又は船舶等使用停止命令を受けた場合は「3年」、事業の停止命令を受けた場合は「1年」に短縮されます。

安全人材確保計画について

Q1 安全人材確保計画は、航路ごとに作成、提出しなければいけないのか。

航路ごとに作成、提出していただくことになります。

Q2 安全人材確保計画の内容が達成できない場合はどうなるのか。許可の更新はされないのか。

安全人材確保計画の内容が達成できなかった場合は、達成できなかった場合の理由及びその改善策を確認させていただきます。その理由に合理的な理由があれば許可更新はされますが、仮に審査の過程で法令違反が発覚した際は、行政処分を行うなど、厳正に対処させていただくことになります。

Q3 「輸送の安全を確保するための従業者」のうち、「運航管理員」や「陸上作業員」とはこういった者が該当するのか。

「運航管理員」は、運航管理者の指揮のもと、運航管理者の補助を行う者になります。また「陸上作業員」は、網とり要員や陸上での旅客の誘導する者などが想定されます。

Q4 「輸送の安全を確保するための従業者」の運航管理員と陸上作業員は兼務しても構わないか。

安全管理規程に規定されている、各々の役割を果たすのに支障がなければ構いません。